

交通事故や第三者の行為によりけがをしたときは? 共済組合に連絡・書類提出が 必要です!

交通事故や、第三者の行為により負傷された場合であっても、組合員証等を使用して医療機関で診療を受けることができます。その場合は、共済組合に速やかに連絡したうえで、損害賠償申告書などを提出していただく必要があります。

交通事故など、第三者の行為によるけがや病気の治療に要する費用は、本来、加害者(相手方)が負担すべきものですが、組合員証等を使用して診療を受けた場合、総医療費の7割が医療機関から共済組合に請求され、加害者(相手方)が負担すべき医療費を、共済組合が一時的に立て替えて医療機関に支払うこととなります。

組合員証を使用する場合の主な手続き(必須)

1. 警察へ人身事故として届出をする
2. 共済組合へ連絡をする(自損事故の場合も)
3. 共済組合へ事故報告書等を提出する※1,※2

※1 事故報告書等の提出は法上義務づけられています。

※2 事故報告書等提出書類の詳細については、各所属所備え付けの「福利厚生ハンドブック」をご覧ください。

提出いただく書類は、後日、共済組合から加害者(加害者の加入している保険会社)に対して医療費の請求を行う際に必要となるものです。



注意 ▶ 組合員証等を使用のうえ示談をする場合

○示談により放棄された部分について、当共済組合は給付を免責され、組合員が給付を受けられない等の不測の損害を被る場合があります。事前に共済組合までご相談ください。

◆公務・通勤途上で負傷等したときは?

治療に要する補償は、地方公務員災害補償基金が行いますので組合員証は使用できません。医療機関にも『公務上である』ことを申し出て受診してください。

